

第3次福井県医療費適正化計画の概要

資料4

○根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第9条

○計画期間 6年間（2018年度～2023年度）

1 基本目標

○住民の健康の保持の推進に関するもの ○医療の効率的な提供の推進に関するもの

「元気な福井の健康づくり応援計画」、「福井県医療計画」、「福井県介護保険事業支援計画」と一体的に取り組むを進める

2 第2次計画の進捗状況

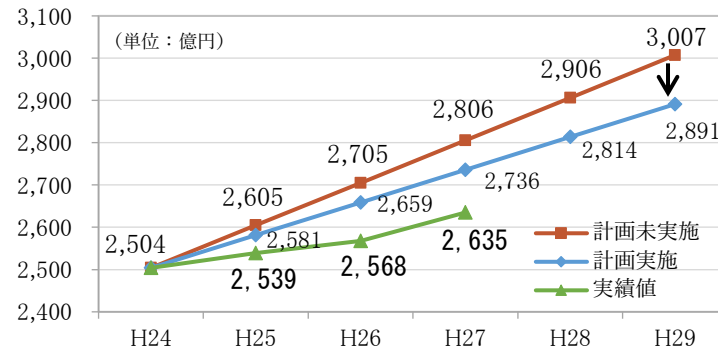
(1) 目標に対する進捗

項目	実績	H29年度目標値	参考
健康保持の推進	特定健診の実施率	48.9% (H27)	70%以上 全国目標：70%以上
	後期高齢者健診の実施率※	42.1% (H28)	70%以上
	特定保健指導の実施率	22.5% (H27)	45%以上 全国目標：45%以上
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	平成20年度比3.0% (H27)	平成20年度比▲25%以上 全国目標：平成20年度比▲25%以上
	成人喫煙率	20.9% (H28)	12% (2022年度目標)
	20歳代 男性・女性	45.5%・14.8% (H28)	—
医療の効率化	平均在院日数の短縮	28.3日 (H27)	28.1日 国基本方針の算定方法による

※後期高齢者健診の実施率は本県の独自目標

(2) 医療費適正化効果の推計（実績を反映）

計画未実施 2,806億円 (H27)
計画実施 2,736億円 (H27) ▲70億円
実績 2,635億円 (H27) ▲171億円



(3) 全国との比較および本県の課題

項目	本県	全国
1人当たり医療費の高さ (H27)	334.8千円 (27位)	333.3千円
1人当たり入院医療費の高さ (H27)	143.1千円 (21位)	128.9千円
1人当たり外来医療費の高さ (H27)	169.6千円 (38位)	176.7千円
人口10万人対病床数の多さ (H27)	1,410.5床 (22位)	1232.1床
特定健康診査実施率の高さ (H27)	48.9% (23位)	50.1%
特定保健指導実施率の高さ (H27)	22.5% (17位)	17.5%
後発医薬品割合の高さ (H28)	73.2% (6位)	68.6%

○高齢者になるほど、生活習慣病の割合および医療費が高い
医療費に占める生活習慣病の割合 ()は生活習慣病の1人当たり医療費(国保+後期)
40～64歳:26.1%(6,256円) 65～74歳:31.5%(12,344円) 75歳～:35.4%(20,450円)

○患者の服薬情報を一元的に把握する「かかりつけ薬局・薬剤師」の普及
5種類以上の薬剤投与患者割合 総数：51.7% (国保+後期)
全国：48.9% (国保+後期)

3 第3次計画で実施する主な内容

(1) 県民の健康の保持の推進

生涯を通じた健康づくりと生活習慣の改善

- ㊦「ふくい健幸美食」メニューの多様化による適切な食生活と食育の推進
- ㊦「スニーカービズ」のさらなる普及による運動習慣の定着化支援
- ㊦禁煙指導および受動喫煙防止対策の強化
- ・予防接種に関する正しい知識の普及啓発

生活習慣病の早期発見と重症化予防

- ・未受診者、保健指導対象者への受診勧奨の強化
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用
- ㊦フッ化物洗口の拡大、親子歯磨き教室開催
- ㊦健康づくりを推進する全県的な合議体を設置
- ㊦ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及

(2) 医療の効率的な提供の推進

医療の役割分担と連携

- ・外来診療を強化するための施設整備補助

地域包括ケアシステムの充実

- ㊦医師会と協働した在宅医療提供体制の充実
- ・「入退院支援ルール」の機能強化
- ・「ふくい認知症予防メニュー」の普及
- ㊦高齢者の「通いの場」となる活動を支援
- ・フレイル予防事業の全県展開

適正な受診の促進

- ㊦重複・頻回を行う高齢者への指導

医薬品の適正使用

- ・お薬手帳および後発医薬品の普及・啓発

(3) 計画の推進

○各医療保険者と協力し、保険者横断的な健康づくりの推進と普及啓発

4 第3次計画における主な目標

項目	目標	参考	
健康保持の推進	健診の実施率 ※	70%以上	全国目標：70%以上
	特定保健指導の実施率	45%以上	全国目標：45%以上
	特定保健指導対象者の減少率	平成20年度比25%以上減少	全国目標：平成20年度比25%以上の減少
	新規透析患者における70歳未満の割合の減少	40%	健康増進計画で定める目標
	成人喫煙率	12%	県がん計画等で定める目標
医療の効率化	20歳代 男性・女性	30%・6%	—
	後発医薬品の使用割合	80%以上	全国目標：80%以上

※ 特定健診および後期高齢者（生活習慣病により治療中の者を除く）健診

5 医療費の見通し

